

# 糸満市景観形成重点地区助成金について

## <糸満市景観形成重点地区>

- 県道豊見城糸満線沿道景観形成重点地区
- ショーグワ景観形成重点地区
- 米須集落景観形成重点地区



## <助成金について>

■ 景観形成基準および、屋根、外構、緑化に関する助成基準を満たした方に対しては、風景づくりへの取り組みの支援として、その費用の一部を助成します。

## <助成対象行為について>

### ● 県道豊見城糸満線沿道景観形成重点地区・ショーグワ景観形成重点地区

項目	助成基準	助成率
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根瓦面積は、屋上のメンテナンスや屋上利用を考慮し、原則として建築の水平投影面積の2/3 以上とする。</li> <li>・屋根の形状は原則として寄せ棟とする。勾配は5～4.5 寸を目指し最低4寸以上とする。</li> <li>・沖縄産赤瓦在来瓦葺き及びS 瓦葺きまたは断熱瓦葺きとする。</li> <li>・赤瓦屋根面には、原則として天窓、ソーラーパネル等付属物を設置しないものとする。</li> <li>・屋根には可能な限り素焼きのシーサーを設置する。</li> </ul>	工事費の1/2以内かつ 限度額100 万円
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する塀等の外構部等の仕上げ材については、琉球石灰岩の相方積みもしくは切り石張りとする。</li> <li>・可能な限りヒンプンを設置する。</li> <li>・玄関アプローチ部については、可能な限り琉球石灰岩切り石張りとする。</li> </ul>	工事費の1/2以内かつ 限度額30 万円
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地率で 5%以上、もしくは緑被率で15%以上の緑地を設ける。</li> </ul>	工事費の1/2以内かつ 限度額20 万円

### ● 米須集落景観形成重点地区

項目	助成基準	助成率
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する塀等の外構部等の仕上げ材については、琉球石灰岩の相方積みもしくは切り石張りとする。</li> <li>・可能な限りヒンプンを設置する。</li> <li>・玄関アプローチ部については、可能な限り琉球石灰岩切り石張りとする。</li> </ul>	工事費の1/2以内かつ 限度額30 万円
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地率で 10%以上、もしくは緑被率で20%以上の緑地を設ける。</li> <li>・国道331号および県道7号線に面する部分の間口緑視率は10%以上の緑地を設ける。</li> </ul>	工事費の1/2以内かつ 限度額20 万円